平成２９年（フ）第７７４号
千葉県市原市青柳１丁目14番地２　シティキューブＡ203
債務者　金城　　瞳（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０号
金沢市平和町２丁目３番８号　県営住宅８棟202号
債務者　前田　利一
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５５号
金沢市間明町２丁目238番地　牧畠ハイツ202号
債務者　齋藤　　忍
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７９号
山梨県甲府市元紺屋町15番地３　元紺屋コーポグリーン103号
債務者　五味　　茜
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
山梨県甲斐市島上条1374番地　コーポ渡辺205
債務者　堀内　幸治
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
山梨県南アルプス市野牛島2558番地３　県営団地１―506号
債務者　西崎　笑子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
山梨県南巨摩郡南部町万沢12034番地１
債務者　弘田　民子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
山梨県山梨市万力2071番地
債務者　三浦　麻理（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
山梨県南アルプス市百々3678番地４、前住所神奈川県横浜市西区平沼１丁目３番６号
債務者　仁尾　春実
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
長野県安曇野市豊科2178番地４　レオパレスコンセール花園103
債務者　細川　尚信（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０３６号
名古屋市名東区丁田町58番地　第１コーポ青雲205号
債務者　酒井　智英
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１０１号
愛知県小牧市大字上末2802番地５　ＭＫマンション301号
債務者　二宮　由樹
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６７号
兵庫県伊丹市東野６丁目６番地エルパラシオ610号、従前の住所兵庫県伊丹市瑞ケ丘２丁目３番地１コスモハイツ瑞ケ丘Ｃ―504号
債務者　水野　智巳（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
兵庫県伊丹市東野６丁目６番地エルパラシオ610号、従前の住所兵庫県伊丹市瑞ケ丘２丁目３番地１コスモハイツ瑞ケ丘Ｃ―504号
債務者　山中　丈司
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
兵庫県伊丹市西台４丁目４番21号　丸永マンション202号
債務者　東倉かの子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
兵庫県伊丹市荻野１丁目152番地
債務者　岩下　勝利
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係